

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十二号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

例施行規則等の一部を改正する等の規則

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録の整備) 第三条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 条例第十四条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 条例第十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録 五 条例第二十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>第十条及び第十一条 削除</p>	<p>(記録の整備) 第三条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 条例第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 条例第十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 条例第二十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録</p> <p>第十条 削除 (協力病院等) 第十一条 養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ文書により、協力を得ることができる病院又は入院施設を有する診療所を定めておかなければならない。 2 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力を得ることができる歯科医療機関を定めておかなければならない。</p>

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録の整備) 第三条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 条例第十四条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 条例第二十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録 五 条例第二十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>第十条及び第十一条 削除</p>	<p>(記録の整備) 第三条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 条例第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 条例第二十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 条例第二十三条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとつた措置についての記録</p> <p>第十条 削除 (協力病院等) 第十一条 特別養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者等のために、あらかじめ文書により、協力を得ることができる病院又は入院施設を有する診療所を定めておかなければならない。 2 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力を得ることができる歯科医療機関を定めておかなければならない。</p>

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)
 第三条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等) 第三条 (略) 一 (略) 二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2—5 (略)</p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等) 第三条 (略) 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2—5 (略)</p>

<p>(重要事項の揭示) 第十四条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に関覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(記録の整備) 第十八条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者等に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例第十二条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 条例第十四条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 条例第二十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>五 条例第三十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>六 (略)</p>	<p>(重要事項の揭示) 第十四条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に関覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備) 第十八条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者等に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例第十二条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 条例第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 条例第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 条例第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録</p> <p>六 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>第三條 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第三條 (略)</p>

(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)</p> <p>第三條 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)</p> <p>第三條 (略)</p>
--	--

一 (略)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法

2-5 (略)

(重要事項の揭示)

第十三条 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第十六条 (略)

2 介護老人保健施設の開設者は、入所者等に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 条例第十一条第四項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 条例第十二条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 条例第十四条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 条例第三十条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 条例第三十一条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

七 (略)

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法

2-5 (略)

(重要事項の揭示)

第十三条 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第十六条 (略)

2 介護老人保健施設の開設者は、入所者等に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 条例第十一条第四項に規定する居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 条例第十二条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 条例第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 条例第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第三十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

七 (略)

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(

平成二十五年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2―5 (略)</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第二十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 訪問介護計画</p> <p>二 条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 条例第十七条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>五 条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録</p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2―5 (略)</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第二十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 訪問介護計画 当該訪問介護計画期間の終了日</p> <p>二 条例第十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日</p> <p>三 条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日</p> <p>四 条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録</p>

六 第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

第二十四条 (略)

(記録の整備)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第四十三条において準用する条例第二十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第三十九条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 条例第四十三条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第四十三条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

五 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

第二十六条 (略)

(記録の整備)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 通所介護計画

二 条例第九十条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第八十五条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第九十条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第八十九条の三第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

当該記録に係る対応を終了した日
五 第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

第二十四条 (略)

(記録の整備)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 条例第四十三条において準用する条例第二十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 当該記録に係るサービスを提供した日

二 条例第四十三条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

三 条例第四十三条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

第二十六条 (略)

(記録の整備)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 通所介護計画 当該通所介護計画の計画期間の終了日

二 条例第九十条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

三 条例第九十条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第八十九条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(共生型通所介護の事業に関する準用)
第三十八条 第六条から第十条まで、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第三十四条から第三十六条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二條」とあるのは、「条例第九十二條において準用する条例第八十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは、「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第三十六条第二項第二号及び第四号中「条例第九十條」とあるのは「条例第九十二條」と、同項第五号中「条例第八十九條の第三項」とあるのは「条例第九十二條において準用する条例第八十九條の第三項」と、同項第六号中「次條」とあるのは「第三十八條」と読み替えるものとする。

(基準該当通所介護の事業に関する準用)
第四十二條 第六条から第八條まで、第十条、第十二條から第十四條まで、第十七條、第十八條、第二十條、第二十二條及び第三十四條から第三十六條までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十二條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第十七條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第九九條において準用する条例第八十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十六條第二項第二号及び第四号中「条例第九十條」とあるのは「条例第九九條」と、同項第五号中「第八十九條の第三項」とあるのは「条例第九九條において準用する条例第八十九條の第三項」と、同項第五号中「次條」とあるのは「第四十二條」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第五十一條 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 短期入所生活介護計画

二 条例第三百三十四條において準用する条例第十四條の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第二百二十七條第五項の規定による身

(共生型通所介護の事業に関する準用)
第三十八条 第六条から第十条まで、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第三十四条から第三十六条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二條」とあるのは、「条例第九十二條において準用する条例第八十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは、「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第三十六条第二項第二号及び第三号中「条例第九十條」とあるのは「条例第九十二條」と、同項第四号中「条例第八十九條の第二項」とあるのは「条例第九十二條において準用する条例第八十九條の第二項」と、同項第五号中「次條」とあるのは「第三十八條」と読み替えるものとする。

(基準該当通所介護の事業に関する準用)
第四十二條 第六条から第八條まで、第十条、第十二條から第十四條まで、第十七條、第十八條、第二十條、第二十二條及び第三十四條から第三十六條までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十二條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第十七條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第九九條において準用する条例第八十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十六條第二項第二号及び第三号中「条例第九十條」とあるのは「条例第九九條」と、同項第四号中「第八十九條の第二項」とあるのは「条例第九九條において準用する条例第八十九條の第二項」と、同項第五号中「次條」とあるのは「第四十二條」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第五十一條 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 短期入所生活介護計画 当該短期入所生活介護計画の計画期間の終了日

二 条例第三百三十四條において準用する条例第十四條に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前項に規定する終了日

三 条例第二百二十七條第五項に規定する身体

体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- 四 条例第三百二十四条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第三百三十四条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(記録の整備)

第六十一条 (略)

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 短期入所療養介護計画
- 二 条例第六十四条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第五十七條第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第六十四条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第六十四条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

第六十七条及び第六十八条 削除

第六十九条 (略)

(口腔衛生の管理)

的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 当該記録に係る対応を終了した日

- 四 条例第三百二十四条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日
- 五 条例第三百三十四条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(記録の整備)

第六十一条 (略)

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

- 一 短期入所療養介護計画 当該短期入所療養介護計画の計画期間の終了日
- 二 条例第六十四条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

三 条例第五十七條第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第六十四条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 条例第六十四条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(従業者)

第六十七条 条例第七十六条第三項第二号イの規則で定める数は、利用者の数及び介護予防サービスの利用者(条例第七十六条第三項第一号に規定する介護予防サービスの利用者をいう。)の数の十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すことにより加えて得た数とする。

第六十八条 削除

第六十九条 (略)

第六十九条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(記録の整備)

第七十五条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画

二 条例第八十一条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第八十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第八十八条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第八十八条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 第七十三条第三項の規定による結果等の記録

七 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に関する記録の整備)

第七十七条 (略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画

二 条例第九十五条第二項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

三 条例第九十七条第八項の規定による結果等の記録

四 条例第九十八条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等

(記録の整備)

第七十五条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画 当該特定施設サービス計画の計画期間の終了日

二 条例第八十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

三 条例第八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第八十八条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 条例第八十八条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

六 第七十三条第三項に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日

七 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に関する記録の整備)

第七十七条 (略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画 当該特定施設サービス計画の計画期間の終了日

二 条例第九十五条第二項の規定により受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 当該報告の内容を確認した日

三 条例第九十七条第八項に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日

四 条例第九十八条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等

等の記録

五 条例第九十八条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 条例第九十八条において準用する条例第九十一条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

七 条例第九十八条において準用する条例第九十一条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

八 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

九 次条において準用する第七十三条第三項の規定による結果等の記録

(重要事項の揭示及び目録の備え付け)

第八十二条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、条例第二十七条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第八十三条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 福祉用具貸与計画

二 条例第二百九条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第二百五条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

四 条例第二百九条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等

の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 条例第九十八条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

六 条例第九十八条において準用する条例第九十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 第一号に規定する終了日

七 条例第九十八条において準用する条例第九十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

八 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

九 次条において準用する第七十三条第三項の規定による結果等の記録 同項の規定による確認をした日

(重要事項の揭示及び目録の備え付け)

第八十二条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、条例第二十七条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 (略)

(記録の整備)

第八十三条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 福祉用具貸与計画 当該福祉用具貸与計画の計画期間の終了日

二 条例第二百九条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

三 条例第二百九条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等

<p>の記録</p> <p>五 条例第二百九条において準用する条例第二十七條第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録</p> <p>六 第七十九條第二号の規定による結果等の記録</p> <p>七 次条において準用する第十四條の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十七條 (略)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 特定福祉用具販売計画</p> <p>二 条例第二百十六條の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 条例第二百十八條第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由</p> <p>四 条例第二百二十條において準用する条例第二十六條第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>五 条例第二百二十條において準用する条例第二十七條第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録</p> <p>六 次条において準用する第十四條の規定による市町村への通知に係る記録</p>	<p>記録 当該記録に係る対応を終了した日</p> <p>四 条例第二百九条において準用する条例第二十七條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日</p> <p>五 第七十九條第二号に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日</p> <p>六 次条において準用する第十四條の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十七條 (略)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 特定福祉用具販売計画 当該特定福祉用具販売計画の計画期間の終了日</p> <p>二 条例第二百十六條に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日</p> <p>三 条例第二百二十條において準用する条例第二十六條第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日</p> <p>四 条例第二百二十條において準用する条例第二十七條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日</p> <p>五 次条において準用する第十四條の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日</p>
<p>改正後</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十八條 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第五十六條第二項の規定による主治の医師による指示の文書</p>	<p>改正前</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十八條 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第五十六條第二項に規定する主治の医師による指示の文書 当該指示によるサ</p>

第六條 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十八條 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第五十六條第二項の規定による主治の医師による指示の文書</p>	<p>改正前</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十八條 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第五十六條第二項に規定する主治の医師による指示の文書 当該指示によるサ</p>
---	---

二 訪問看護計画書

三 訪問看護報告書

四 条例第六十一条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 条例第五十五条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

六 条例第六十一条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 条例第六十一条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

八 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

第三十条 (記録の整備)

第三十条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 訪問リハビリテーション計画

二 条例第七十条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第六十七条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第七十条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第七十条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

第三十二条 (記録の整備)

第三十二条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に

一 サービスの提供を終了した日

二 訪問看護計画書 当該訪問看護計画書の計画期間の終了日

三 訪問看護報告書 当該訪問看護報告書を主治の医師に提出した日

四 条例第六十一条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 第二号に規定する終了日

五 条例第六十一条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

六 条例第六十一条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

七 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

第三十条 (記録の整備)

第三十条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 訪問リハビリテーション計画 当該訪問リハビリテーション計画の計画期間の終了日

二 条例第七十条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

三 条例第七十条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第七十条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

第三十二条 (記録の整備)

第三十二条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に

対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第七十八条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第七十六条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 条例第七十八条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第七十八条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

五 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(記録の整備)

第四十四条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 通所リハビリテーション計画

二 条例第一百八条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第一百四十五条の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第一百八条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第一百八条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 条例第七十八条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 当該記録に係るサービスを提供した日

二 条例第七十八条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

三 条例第七十八条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(記録の整備)

第四十四条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 通所リハビリテーション計画 当該通所リハビリテーション計画の計画期間の終了日

二 条例第一百八条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

三 条例第一百八条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第一百八条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部改

正)

第七条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第二十条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、条例第三十九条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第三十五条の七の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 条例第四十二条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の</p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・デー・ロームその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第二十条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、条例第三十九条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第三十五条の七に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 当該記録に係るサービスを提供した日</p>

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

五 第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

(記録の整備)

第四十五条 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防短期入所生活介護計画

二 条例第百十三条において準用する条例第三十五条の七の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第百九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第百十三条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第百十三条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

(記録の整備)

第五十八条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防短期入所療養介護計画

二 条例第百四十四条において準用する条例第三十五条の七の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

三 条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(記録の整備)

第四十五条 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防短期入所生活介護計画 当該介護予防短期入所生活介護計画の計画期間の終了日

二 条例第百十三条において準用する条例第三十五条の七に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

三 条例第百九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第百十三条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 条例第百十三条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

六 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(記録の整備)

第五十八条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防短期入所療養介護計画 当該介護予防短期入所療養介護計画の計画期間の終了日

二 条例第百四十四条において準用する条例第三十五条の七に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定す

- 三 条例第四百十一条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第四百十四条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第四百十四条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録
- 六 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

第六十六条及び第六十七条 削除

第六十八条 (略)

(口腔衛生の管理)

第六十八条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(記録の整備)

第七十一条 (略)

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 介護予防特定施設サービス計画
- 二 条例第六十七条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第六十九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用

- る終了日
- 三 条例第四百十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 当該記録に係る対応を終了した日
- 四 条例第四百十四条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日
- 五 条例第四百十四条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日
- 六 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(従業者)

第六十六条 条例第六十二条第一項第二号イ

の規則で定める員数は、利用者の数が十又はその端数を増すことに一を加えて得た数とする。

- 2 条例第六十二条第三項第二号イの規則で定める数は、居宅サービスの利用者数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上とする。

第六十七条 削除

第六十八条 (略)

(記録の整備)

第七十一条 (略)

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。
- 一 介護予防特定施設サービス計画 当該介護予防特定施設サービス計画の計画期間の終了日
- 二 条例第六十七条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日
- 三 条例第六十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第七十二条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第七十二条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 第六十九条第三項の規定による結果等の記録

七 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第七十二条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十五条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する記録の整備)

第七十六条 (略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防特定施設サービス計画

二 条例第八十四条第八項の規定による結果等の記録

三 条例第八十六条第二項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録

四 条例第八十五条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第八十五条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 条例第八十五条において準用する条例

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第七十二条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 条例第七十二条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

六 第六十九条第三項に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日

七 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(準用)

第七十二条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条から第二十三条まで（第二十二條第二項を除く。）及び第二十五条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する記録の整備)

第七十六条 (略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防特定施設サービス計画 当該介護予防特定施設サービス計画の計画期間の終了日

二 条例第八十四条第八項に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日

三 条例第八十六条第二項の規定により受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録 当該報告の内容の確認日

四 条例第八十五条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 条例第八十五条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

六 条例第八十五条において準用する条例

第百六十七条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

七 条例第百八十五条において準用する条例第百六十九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

八 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

九 次条において準用する第六十九条第三項の規定による結果等の記録

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する準用)

第七十七条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第六十八条、第六十九条及び第七十条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第百八十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二十一条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第六十九条第一項及び第五項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(重要事項の揭示及び目録の備え付け)

第八十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業の見やすい場所に、条例第百九十三条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第百六十七条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 第一号に規定する終了日

七 条例第百八十五条において準用する条例第百六十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
当該記録に係る対応を終了した日

八 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

九 次条において準用する第六十九条第三項に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する準用)

第七十七条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条から第二十三条まで(第二十二條第二項を除く。)、第二十五条及び第六十八条から第七十条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第百八十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二十一条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第六十九条第一項及び第五項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(重要事項の揭示及び目録の備え付け)

第八十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業の見やすい場所に、条例第百九十三条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

4| (略)

(記録の整備)

第八十三条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防福祉用具貸与計画

二 条例第九十五条において準用する条例第三十五条の七の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第九十七条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第九十五条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第九十五条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 第七十九条第二号の規定による結果等の記録

七 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

(記録の整備)

第八十七条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 特定介護予防福祉用具販売計画

二 条例第二百五十五条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二百九条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

四 条例第二百七条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第二百七条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状

3| (略)

(記録の整備)

第八十三条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防福祉用具貸与計画 当該介護予防福祉用具貸与計画の計画期間の終了日

二 条例第九十五条において準用する条例第三十五条の七に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

三 条例第九十五条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第九十五条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 第七十九条第二号に規定する結果等の記録 同号の規定による確認をした日

六 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(記録の整備)

第八十七条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 特定介護予防福祉用具販売計画 当該特定介護予防福祉用具販売計画の計画期間の終了日

二 条例第二百五十五条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定した終了日

三 条例第二百七条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第二百七条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況

況及び事故に際して採った措置の記録
 六 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日
 五 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

第八条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録の整備) 第二十八条 (略) 2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 条例第五十九条第二項の規定による主治の医師による指示の文書 二 介護予防訪問看護計画書 三 介護予防訪問看護報告書 四 条例第五十六条において準用する条例第三十五条の七の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 五 条例第五十八条第十項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 六 条例第五十六条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録 七 条例第五十六条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録 八 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(記録の整備) 第三十条 (略) 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハ</p>	<p>(記録の整備) 第二十八条 (略) 2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。 一 条例第五十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 当該指示によるサービスの提供を終了した日 二 介護予防訪問看護計画書 当該介護予防訪問看護計画書の計画期間の終了日 三 介護予防訪問看護報告書 当該介護予防訪問看護報告書を主治の医師に提出した日 四 条例第五十六条において準用する条例第三十五条の七に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 第二号に規定する終了日 五 条例第五十六条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日 六 条例第五十六条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日 七 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日</p> <p>(記録の整備) 第三十条 (略) 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハ</p>

ビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防訪問リハビリテーション計画

二 条例第六十五条において準用する条例第三十九条の七の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第六十七条第十二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第六十五条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第六十五条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

(記録の整備)

第三十二条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第七十三条において準用する条例第三十五条の七の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第七十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 条例第七十三条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第七十三条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

五 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

(記録の整備)

ビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防訪問リハビリテーション計画

当該介護予防訪問リハビリテーション計画の計画期間の終了日
二 条例第六十五条において準用する条例第三十九条の七に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

三 条例第六十五条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 条例第六十五条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(記録の整備)

第三十二条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 条例第七十三条において準用する条例第三十五条の七に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 当該記録に係るサービスを提供した日

二 条例第七十三条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日

三 条例第七十三条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

四 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(記録の整備)

<p>第四十一条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防通所リハビリテーション計画</p> <p>二 条例第九十七条において準用する条例第三十五条の七の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 条例第九十九条第十二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 条例第九十七条において準用する条例第三十九条の四第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>五 条例第九十七条において準用する条例第三十九条の五第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録</p> <p>六 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録</p>	<p>第四十一条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防通所リハビリテーション計画 当該介護予防通所リハビリテーション計画の計画期間の終了日</p> <p>二 条例第九十七条において準用する条例第三十五条の七に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日</p> <p>三 条例第九十七条において準用する条例第三十九条の四第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日</p> <p>四 条例第九十七条において準用する条例第三十九条の五第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日</p> <p>五 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日</p>
<p>改正後</p> <p>(介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)</p> <p>第九條 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年広島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)</p> <p>第四條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2―5 (略)</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第十四條 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従</p>	<p>改正前</p> <p>(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)</p> <p>第四條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2―5 (略)</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第十四條 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従</p>

業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならぬ。

2 介護医療院の開設者は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬ。

業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第十条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（記録の整備）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 条例第十五条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 条例第二十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>五 条例第二十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>（文書の交付に代わる重要事項の提供方法等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2―5（略）</p> <p>第十三条 削除</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 条例第十五条第四項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 条例第二十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 条例第二十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>（文書の交付に代わる重要事項の提供方法等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>2―5（略）</p> <p>第十三条 軽費老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ文書により、協力を得ることができ医療機関を定めておかなければならぬ。</p>

<p>(揭示) 第十四条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等) 第二十条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下「略」)により行うことができる。</p>	<p>2 軽費老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力を得ることができる歯科医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>(揭示) 第十四条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力を得ることができる医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(電磁的記録等) 第二十条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下「略」)により行うことができる。</p>
<p>(趣旨) 第一条 この規則は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この規則は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するもの</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>

第十一條 介護保険法施行細則(平成十二年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

とされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定居宅サービス事業者等の指定の申請等）
第十二条 法第七十条第一項、第八十六条第一項及び第百十五条の二第一項の規定による申請は、別記様式第十二号による指定の申請書により行うものとする。

2 法第七十条の二第二項（第百十五条の十一の規定において準用する場合を含む。）及び第八十六条の二第一項並びに旧法第百七条の二第一項の規定による指定の更新の申請は、別記様式第十三号による指定の更新の申請書により行うものとする。

3 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更の申請は、別記様式第十三号の二による指定の変更申請書により行うものとする。

（指定居宅サービス事業者等の特例の申出）
第十三条 法第七十一条第一項ただし書（第百十五条の十一において準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項ただし書（第百十五条の十一において準用する場合を含む。）の

（指定居宅サービス事業者等の指定の申請等）
第十二条 法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第百七条第一項及び第百十五条の二第一項の規定による申請は、省令第百十四号第五項、第百十五号第五項、第百十六号第五項、第百十七号第五項、第百十八号第五項、第百十九号第五項、第百二十号第五項、第百二十一号第六項、第百二十二号第五項、第百二十三号第五項、第百二十四号第四項、第百二十六号第八項、第百三十八号第八項、第百四十条の四第五項、第百四十条の五第五項、第百四十条の六第五項、第百四十条の七第五項、第百四十条の九第五項、第百四十条の十第六項、第百四十条の十一第五項、第百四十条の十二第五項、第百四十条の十三第五項及び第百四十条の十四第五項の規定により厚生労働大臣が定める様式のうち指定（許可）申請書により行うものとする。
2 法第七十条の二第二項（第百十五条の十一の規定において準用する場合を含む。）第八十六条の二第二項、第九十四条の二第二項及び第百八条第一項の規定による指定の更新の申請は、省令第百十四号第五項、第百十五号第五項、第百十六号第五項、第百十七号第五項、第百十八号第五項、第百十九号第五項、第百二十号第五項、第百二十一号第六項、第百二十二号第五項、第百二十三号第五項、第百二十四号第五項、第百二十五号第五項、第百三十四号第四項、第百三十六号第八項、第百三十八号第八項、第百四十条の四第五項、第百四十条の五第五項、第百四十条の六第五項、第百四十条の七第五項、第百四十条の九第五項、第百四十条の十第六項、第百四十条の十一第五項、第百四十条の十二第五項、第百四十条の十三第五項、第百四十条の十四第五項の規定により厚生労働大臣が定める様式のうち、指定（許可）更新申請書により行うものとする。
3 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更の申請は、省令第百二十六号の十三第二項の規定により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定居宅サービス事業者等の特例の申出）
第十三条 法第七十一条第一項ただし書（第百十五条の十一において準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項ただし書（第百十五条の十一において準用する場合を含む。）の

規定による申出は、省令第二百二十九条第二項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者等の変更の届出等)
第十四条 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第一百三十一条及び第一百五十五条の五第一項の規定による届出のうち変更に係るものにあつては省令第三百三十一条第五項、第三百三十五条第三項、第三百三十七條第四項、第四百四十條の二の二第四項及び第四百四十條の二十二第五項の規定により厚生労働大臣が定める様式のうち変更届出書により、再開に係るものにあつては省令第三百三十一条第五項、第三百三十七條第四項、第四百四十條の二の二第四項及び第四百四十條の二十二第五項の規定により厚生労働大臣が定める様式のうち再開届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第七十五条第二項、第九十九条第二項、第一百三十一条第二項及び第一百五十五条の五第二項の規定による届出は、省令第三百三十一条第五項、第三百三十七條第四項、第四百四十條の二の二第四項及び第四百四十條の二十二第五項の規定により厚生労働大臣が定める様式のうち廃止・休止届出書により行うものとする。

(指定介護老人福祉施設等の指定の辞退)
第十五条 法第九十一条の規定による辞退は、省令第三百三十五条第三項の規定により厚生労働大臣が定める様式のうち指定辞退届出書により行うものとする。

(介護老人保健施設・介護医療院の開設許可事項変更申請)

第十六条 法第九十四条第二項及び第七百七条第三項の規定による変更の申請は、省令第三百三十六條第八項及び第三百三十八條第八項の規定により厚生労働大臣が定める様式のうち開設許可事項変更申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設・介護医療院の管理者の承認申請)

第十七条 法第九十五条及び第九百九条の規定による承認の申請は、省令第三百三十六條第八項及び第三百三十八條第八項の規定により厚生労働大臣が定める様式のうち管理者承認申請書により行うものとする。

規定による申出は、別記様式第十四号による申出書により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者等の変更の届出等)
第十四条 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第一百三十一条及び第一百五十五条の五第一項並びに旧法第一百一十一条の規定による届出のうち、変更に係るものにあつては別記様式第十五号による届出書により、再開に係るものにあつては別記様式第十六号による届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第七十五条第二項、第九十九条第二項、第一百三十一条第二項及び第一百五十五条の五第二項の規定による届出は、別記様式第十六号の二による届出書により行うものとする。

(指定介護老人福祉施設等の指定の辞退)
第十五条 法第九十一条及び旧法第一百三十一条の規定による辞退は、別記様式第十七号による届出書により行うものとする。

(介護老人保健施設の開設許可申請等)

第十六条 法第九十四条第一項の規定による申請は、別記様式第十八号による許可の申請書により行うものとする。

2 法第九十四条第二項の規定による変更の申請は、別記様式第十九号による変更申請書により行うものとする。

3 法第九十四条の二第一項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第二十号による許可の更新の申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認申請)

第十七条 法第九十五条の規定による承認の申請は、別記様式第二十一号による承認申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設・介護医療院の広告の許可の申請)

第十八条 法第九十八条第一項第四号及び第一百二十二条第一項第四号の規定による許可の申請は、省令第三百三十六条第八項及び第三百八十八条第八項の規定により厚生労働大臣が定める様式のうち広告事項許可申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第十八条 法第九十八条第一項第四号の規定による許可の申請は、別記様式第二十二号による許可申請書により行うものとする。

(介護医療院の開設許可申請等)

第十九条 法第七十七条第一項の規定による申請は、別記様式第二十三号による許可の申請書により行うものとする。

2| 法第七十七条第二項の規定による変更の申請は、別記様式第二十四号による変更申請書により行うものとする。

3| 法第八十八条第一項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第二十五号による許可の更新の申請書により行うものとする。

(介護医療院の管理者の承認申請)

第二十條 法第九十九条の規定による承認の申請は、別記様式第二十六号による承認申請書により行うものとする。

(介護医療院の広告の許可の申請)

第二十一条 法第一百二十二条第一項第四号の規定による許可の申請は、別記様式第二十七号による許可申請書により行うものとする。

第二十二條 (略)

1| (指定介護療養型医療施設の指定の変更申請

第二十三條 旧法第八十八条第一項の規定による変更の申請は、別記様式第二十九号による変更申請書により行うものとする。

第二十四條 (略)

(指定居宅サービス事業者等の公示)

第二十五条 法第七十六条の二第四項、第九十一条の二第四項、第三百三条第四項、第一百四十一条の五第四項及び第一百五十一条の八第四項並びに旧法第一百三十三条の二第四項の公示は、次に掲げる事項について県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

一―六 (略)

2 法第七十八条、第九十三条、第一百四十一条の二、第一百四十一条の七及び第一百五十一条の十並びに旧法第一百五十一条の公示は、県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

第二十六條 (略)

第十九條 (略)

第二十條 (略)

(指定居宅サービス事業者等の公示)

第二十一条 法第七十六条の二第四項、第九十一条の二第四項、第三百三条第四項、第一百四十一条の五第四項及び第一百五十一条の八第四項の公示は、次に掲げる事項について県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

一―六 (略)

2 法第七十八条、第九十三条、第一百四十一条の二、第一百四十一条の七及び第一百五十一条の十の公示は、県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

第二十二條 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第11号（第11条関係）</p> <p><u>様式第12号から様式第27号まで</u> 削除</p>	<p>様式第11号（第11条関係）</p> <p><u>様式第12号</u>（第12条関係）</p> <p><u>様式第13号</u>（第12条関係）</p> <p><u>様式第13号の2</u>（第12条関係）</p> <p><u>様式第14号</u>（第13条関係）</p> <p><u>様式第15号</u>（第14条関係）</p> <p><u>様式第16号</u>（第14条関係）</p> <p><u>様式第16号の2</u>（第14条関係）</p> <p><u>様式第17号</u>（第15条関係）</p> <p><u>様式第18号</u>（第16条関係）</p> <p><u>様式第19号</u>（第16条関係）</p> <p><u>様式第20号</u>（第16条関係）</p> <p><u>様式第21号</u>（第17条関係）</p> <p><u>様式第22号</u>（第18条関係）</p> <p><u>様式第23号</u>（第19条関係）</p>

様式第28号 (第22条関係) (略)

様式第29号 削除

様式第30号 (第20条関係) (略)

様式第31号 (第20条関係) (略)

様式第24号 (第19条関係)

様式第25号 (第19条関係)

様式第26号 (第20条関係)

様式第27号 (第21条関係)

様式第28号 (第22条関係) (略)

様式第29号 (第23条関係)

様式第30号 (第24条関係) (略)

様式第31号 (第24条関係) (略)

(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

第十二条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第八条の規定は、令和六年六月一日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)第十四条第三項(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十九条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)(第十三条第三項の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)(第十七条第三項(新指定居宅サービス等基準規則第二十二条の二、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十七条、第三十八条、第四十二条、第四十五条、第五十二条(新指定居宅サービス等基準規則第五十六条において準用する場合を含む。)、第五十六条の二、第五十八条、第六十二条(新指定居宅サービス等基準規則第六十六条において準用する場合を含む。)、第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス等基準規則第八十二条第三項(新指定居宅サービス等基準規則第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第二十条第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第四十二条、第四十六条（新指定介護予防サービス等基準規則第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条の二、第五十七条、第五十九条（新指定介護予防サービス等基準規則第六十三条において準用する場合を含む。）、第七十二条及び第七十七条において準用する場合を含む。）の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定介護予防サービス等基準規則第八十二条第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第九条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第十四条第三項（新介護医療院基準規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十条の規定による改正後の社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第十四条第三項（新軽費老人ホーム基準規則第十九条、附則第五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

3 （口腔^{（ホウ）}衛生の管理に係る経過措置）

3 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第六十九条の二及び新指定介護予防サービス等基準規則第六十八条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

4 （介護保険法施行細則に係る経過措置）

4 この規則の施行の際現に第十一条の規定による改正前の介護保険法施行細則の様式で行っている申請その他手続は、第十一条の規定による改正後の介護保険法施行細則の様式で行われた申請その他手続とみなす。